

鳴門市道路アドプト事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、市民一人ひとりがまちづくりの主役として、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体の協働による取り組みを進めるうえにおいて、鳴門市が管理する道路におけるボランティア活動を支援し、もってボランティア活動の活性化及び道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体(以下「参加団体」という。)は、市管理道路において清掃美化活動を行う町内会、商工会、青年会等の地域住民団体、教育・行政機関、法人及びその従業員の団体等とする。

2 参加団体は、参加団体届出書を鳴門市長へ届け出なければならない。なお、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3条 鳴門市及び参加団体は、この事業を実施するに際し、鳴門市道路アドプト事業に関する覚書(以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(活動内容)

第4条 参加団体は、覚書第1条に定める対象区域(原則として0.1km以上の区間)覚書第2条に定める期間において年間3回以上清掃美化活動を行うものとする。ただし、清掃美化活動と併せて、営利を目的とした活動を行ってはならない。

(活動計画及び報告等)

第5条 参加団体は、あらかじめ活動計画を立て、活動計画書を鳴門市長へ届け出なければならない。

2 参加団体は、活動終了後に、速やかに活動報告書を、鳴門市長へ届け出なければならない。

(安全の確保)

第6条 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけなければならない。

(助言)

第7条 鳴門市は、参加団体の活動に対して、必要な助言ができるものとする。

(覚書の解除)

第8条 鳴門市は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は道路美化清掃活動団体としてふさわしくないと認められるときは、覚書を解除するものとする。

付 則

この要領は、平成21年1月6日から施行する。